

## 【アイアンドエスニュースレター特別号】

### 新型コロナウイルス感染症に関する対応について

アイアンドエス税理士法人

代表社員 椎木秀行

新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた皆さま方に、  
心よりお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルスに関する経営相談は土曜日、日曜日にかかわらずお受けいたします。

(土曜日、日曜日のご相談は、代表の椎木まで直接ご連絡ください(090-1793-0599))

また、アイアンドエス税理士法人のお客様にかかわらずお悩みの経営者の方がいらっしゃいましたらお受けいたしますのでお知らせください。

新型コロナウイルスの流行により、日々経営環境が変化してきております。

まずは、それによる具体的な影響またはその恐れがある場合についての対応を次のとおりまとめてみました。

3月4日時点での情報です、ご参考にされてください。

#### I 宮城県の中企業者向け金融支援

- ① セーフティネット資金(保証4号)
- ② 災害復旧対策資金

#### II 日本政策金融公庫の資金繰り支援

- ① セーフティネット貸付
- ② 衛生環境激変対策特別貸付

#### III 自社資金繰り対策

生命保険の契約者貸付  
倒産防止共済の貸付



#### IV 雇用調整助成金の特例

休業を実施した場合の休業手当への助成

#### V 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援

#### VI 産業医からの指導について

## I 宮城県の中⼩企業者向け金融支援

### 新型コロナウイルス感染症に伴う中⼩企業者に対する金融支援

新型コロナウイルス感染症により、売上の減少などの影響を受けた中⼩企業者に対し、円滑な資金調達を支援します。

名称	セーフティネット資金（セーフティネット保証4号）100%
利用の要件	次の要件に該当し、市町村長の認定を受けた中⼩企業者等 1 県内において1年以上事業継続 2 直近1カ月の売上が前年同月比で20%以上減少している者 3 今後2カ月の売上が前年同期比で20%以上減少見込みの者
融資限度額	8,000万円
融資期間	1年～10年（据置期間2年以内）
利率	1.55%
保証料率（利用者負担）	0.7%
取扱期間	令和2年2月18日（火）から6月1日（月）の間に、市町村から認定を受けること

名称	セーフティネット資金（セーフティネット保証5号）80%
利用の要件	次の要件に該当し、市町村長の認定を受けた中⼩企業者等 1 指定業種に属する事業を行っている【3月3日に40業種追加】 2 直近3カ月の売上が前年同月比で5%以上減少している者 ※2月の売上実績+3月、4月の売上高見込みが5%以上減少する見込みでも認定【時限的な運用緩和措置】
融資限度額	8,000万円
融資期間	1年～10年（据置期間2年以内）
利率	1.60%
保証料率（利用者負担）	0.67%
取扱期間	令和2年3月6日（金）から3月31日（火）の間に、市町村から認定を受けること

名称	災害復旧対策資金
利用の要件	次の要件に該当し、県知事・市町村長・商工会議所会頭又は商工会会長の認定を受けた中⼩企業者等 1 直近1カ月の売上が前年同月比で10%以上減少している者
融資限度額	5,000万円
融資期間	1年～10年（据置期間2年以内）
利率	1.60%以内
保証料率（利用者負担）	0.45%～1.00%
取扱期間	令和2年3月6日（金）から6月30日（火）の融資実行分まで

## II 日本政策金融公庫の資金繰り支援



### ①セーフティネット貸付

売上高の減少等の程度にかかわらず、今後の影響が見込まれる場合を含めて融資

名称	経営環境変化対応資金	
区分	国民生活事業	中小企業事業
融資限度	4,800 万円	7.2 億円
利率	1.91%	1.11%
融資期間（据置期間）	設備資金 15 年以内（3 年以内） 運転資金 8 年以内（3 年以内）	
その他	利率は R2 年 2 月 3 日時点の基準金利で貸付期間・担保の有無により変動	

### ②衛生環境激変対策特別貸付

一時的な業況悪化等となった旅館業等営業者に通常と別枠で特別貸付

名称	新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変対策特別貸付
利用の要件	次のいずれにも該当し <b>旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業</b> を営む方 1 最近 1 ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期に比較して 10%以上減少しており、かつ、今後も売上高の減少が見込まれること 2 中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれること
融資限度額	1,000 万円（旅館業を営む方は 3,000 万円）
融資期間（据置期間）	7 年（2 年以内）
利率	基準金利 運転資金 8 年の場合次のとおり 担保あり・・・1.21%から 1.81% 担保なし・・・2.16%
申込手順	「新型コロナウイルス感染症の発生による影響に関する確認資料」等



### Ⅲ 自社資金繰り対策

#### ①生命保険の契約者貸付

お客様の資金繰りについて、急場を凌ぐ手段として「**生命保険の契約者貸付**」は使い勝手が非常に良いです。

解約返戻金のある保険ですと、その解約返戻金の7割～8割の貸付を受けることができます。

金利が3%以上することもあり銀行融資よりは調達コストが高くなりますが、銀行のように借りるための融資審査もなく、申し込みから3営業日以内に着金されるケースが多いようです。

保険を現金化しようとするとう解約してしまう方が多いですが、解約すると死亡保障も無くなりますし、利益も計上されてしまいます。

契約者貸付であれば、死亡保障も継続されますし（亡くなった場合は保険金と借りてるお金が相殺されます）、もちろん利益も計上されません。

契約者貸付を今いくら利用できるか把握されていない方は、保険代理店か保険会社に確認しておくことを是非お勧めします。

#### ②倒産防止共済（経営セーフティ共済）の貸付

同じように倒産防止共済にも貸付制度「**一時貸付金**」があります。こちらも解約すると利益になってしまいますが、まずは貸付制度を利用して資金繰りをつなぎ、赤字の穴埋めに使いたければそこで解約するという二段構えの作戦をお勧めしています。



「一時貸付金」は、取引事業者が倒産していなくても、臨時に事業資金を必要とする場合に、解約手当金の95%を上限として借入れできる制度です。

借入限度額	解約手当金の95%の範囲
借入額	30万円以上（5万円単位）
使途	事業資金（運転・設備）
返済期間	1年
返済方法	期限一括償還

#### IV 雇用調整助成金の特例

新型コロナウイルス感染症に影響により、従業員を休ませるなどして雇用を維持する企業に支給する「雇用調整助成金」が拡充されました。

現時点での特例対象は、中国関連の売上が10%以上の企業に絞っています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/000603338.pdf>

特例対象事業主	日本・中国間の人の往来の急減により影響を受ける事業主であって、中国（人）関係の売上高や客数、件数が全売上高等の一定割合（10%）以上である事業主
助成内容	休業を実施した場合の休業手当又は教育訓練を実施した場合の賃金相当額
助成率	大企業 1 / 2 中小企業 2 / 3
教育訓練を実施したときの加算	1人1日あたり1,200円
支給限度額	1年間で100日（3年間で150日）
受給手続き	事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに計画届を提出する必要があります。 新型コロナウイルス感染症に伴う休業等の計画届を提出する場合、令和2年3月31日までに提出されたものについて、休業等の前に提出されたものとして取り扱います。

#### V 新型コロナウイルス感染症に掛かる小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援（新たな助成金制度）について

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その保護者の休職に伴う所得の減少に対応するため、年次有給休暇とは別途有給の休暇を取得させた企業に対する助成金が創設されました。

事業主	①又は②の子の世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給（※））の休暇を取得させた事業主。 ① 臨時休業した小学校等に通う子 ② 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子
支給額	休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10 ※ 支給額は8,330円を日額上限とする。
適用日	令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇

## VI 産業医からの指導について

### 1. 社員に感染者が出た場合、会社はどう対応したらよいか

→医療機関から保健所へ連絡が行き、保健所による調査が行われると思います。

(※状況は変化しておりますので、今後対応が変化していく可能性はありますが、現時点で東京都感染症情報センターでは、そのように回答されています)



### 2. 本人ではなく家族で感染者が出た場合、会社はどうしたらよいか

→こちらも、上記の通り、保健所の調査が入り濃厚接触者と判断された方は保健所等の指示により、自宅待機等の指示と保健所による健康観察が開始されますので、その指示に従ってください。

※接触者の定義の例(日本渡航医学会、日本産業医衛生学会による)

- ・ 職場内 :手で触れること、または対面で会話が可能な距離内(2メートル)で60分以上接触があった。
- ・ 世帯内 :同一住所に居住する者。接触時間の長短は問わない。

### 3. 本人が感染したら当然、入社禁止ですが、家族の場合も入社禁止になるのか

→上記の通り、保健所等により指示が出されますのでその指示に従ってください。

会社が独自の追加施策として、社員の出勤停止や在宅勤務を実施する場合には、感染症法、労働基準法、労働安全衛生法や自社の就業規則等に基づいた対応を行うこととなります。

### 4. どのタイミングで復職させて良いのか

→現時点の日本渡航医学会、産業医学会の最新の発表では、社員の感染が確認された場合は、症状の改善とPCR(Polymerase Chain Reaction)検査で2回陰性となるまでの期間の出勤停止などが推奨されています。

詳細については保健所や医療機関の指示にしたがうことが望ましいと考えます。

### 5. 保健所等、行政の指導が入るのか。その場合、業務はできなくなるのか

もし、出来ない場合、通常、どれくらいの時間がかかるものなのか

→保健所による調査が行われ、必要な場合消毒などの対応をお願いすることがあるとされています。現在、指導に要する時間や業務停止等の基準については詳細の発表はありません。

新型の感染症で、かつ状況が日々変化しておりますので、どのくらい時間がかかるのかははっきり分からない所が現状です。

### 6. 会社として、最低限しなければならないことは何か

(テレビで見るとような、噴霧器で消毒をするようなことは、保健所がすることなのか、自社で手配

するものなのか)

→会社として出来ることは、個人の感染予防の呼びかけ、職域での感染予防の取り組みがあげられます。

#### ■個人の感染予防

○社員の手指衛生および咳エチケットなどの徹底

○社員の健康状態のモニタリング

- ・発熱（37.5 度以上）した場合は出勤させず自宅待機とする、
- ・発熱がなくても体調不良の兆候が見られる場合にも、出勤をさせないことを徹底すること。
- ・社内で発熱した場合は、マスクを着用させそのまま帰宅させる。
- ・発熱した社員の執務エリア（机・椅子など）を、アルコールスプレーなどを用いて消毒を行う。
- ・消毒の目安は執務エリアの半径 2m 程度の範囲、トイレ等の使用があった場合は該当エリア

の消毒を行う。

○自宅待機後、各種薬剤の内服のない状態で発熱、咳、喀痰、下痢、全身倦怠感などが消失してから、48 時間以降に出勤させることが望ましい（症状が消失した日を 0 日として、3 日目からの出勤）

#### ■職域での感染予防

○職域の消毒

- ・物の表面の消毒には、アルコール消毒液（70%）もしくは次亜塩素酸ナトリウム（0.1%）を用いる。

不特定多数の人が触れるドアノブ、階段の手すり、エレベーターの操作盤などを定期的に消毒することは 接触感染予防としての効果が期待できる。

○ソーシャルディスタンス（他人との接触機会を減らす）

- ・感染機会を低下させるために職域においては、
  - ①人が集まる休憩室や食堂等の利用を制限する、
  - ②対面での業務を減らす、
  - ③人との間の距離を 2m 以上に保つ、などの工夫を行う。

上記が挙げられますが、物資も不足している状況ですので可能な範囲で最大限取り組むことが望ましいかと思えます。

#### 7. その他、会社として最大限した方が、良いことはあるか

→企業レベルでの感染予防策としては、上記にあげた個人の感染予防、職域での感染予防になると思えます。

そのほかは、人事施策として、会社としての方針を決める事などが必要になるかと思えます。

感染者や接触者として自宅待機や在宅勤務を余儀なくされるケースが発生した場合、また家族の看病やお子さんの学校の休校のため出勤できない社員も予想されるため、人事労務上の課題を整理しておくの良いかもしれません。



例)

自宅待機中の社員に対する給与の取扱い（無給とするか有給とするか）  
健康弱者（慢性疾患のある者・高齢労働者）への配慮 流行時の出勤の免除など通勤への配慮  
時差出勤、等



日々状況も変化しており、各企業様も対応に苦慮されているようです。  
また、お客様も今後の感染拡大に不安も大きい事と思います。  
必要に応じて、最新の情報等お伝えさせて頂ければと思います。